

企画競争説明書

業務名称：ネパール国防災のための数値標高モデル整備計画準備調査

案件番号：19a00260

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年7月10日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年7月10日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国防災のための数値標高モデル整備計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年8月 ～ 2020年3月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：契約第1課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロ

ポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019年7月17日 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2019年7月22日までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年7月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他：戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他(以下に記載の経費)
該当なし
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
該当なし
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) NPR1 =0.98853 円
 - b) US\$ 1 =107.871 円
 - c) EUR 1 =122.615 円

- 5) その他留意事項 (以下、例)
該当なし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者/仕様作成
 - b) デジタル地形図利活用
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 4.42 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式:

$$\text{(当該者の見積価格} - \text{最低見積価格)} \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

| 最低価格との差(%) | 価格点 |
|-------------|-------|
| 3%未満 | 2.25点 |
| 3%以上 5%未満 | 2.00点 |
| 5%以上 10%未満 | 1.75点 |
| 10%以上 15%未満 | 1.50点 |
| 15%以上 20%未満 | 1.25点 |
| 20%以上 30%未満 | 1.00点 |
| 30%以上 40%未満 | 0.75点 |
| 40%以上 50%未満 | 0.50点 |

| | |
|--------------|-------|
| 50%以上 100%未満 | 0.25点 |
| 100%以上 | 0点 |

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年8月9日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）:

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン
コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：デジタル地形図作成に係る各種業務 _____

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・品質監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➢ 業務主任者／仕様作成

➢ デジタル地形図利活用

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／仕様作成）】

a) 類似業務経験の分野：デジタル地形図作成に係る各種業務 _____

b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及び全世界

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) その他：途上国での業務経験があることが望ましい

【業務従事者：担当分野 デジタル地形図利活用】

a) 類似業務経験の分野：デジタル地形図利活用に係る各種業務 _____

b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及び全世界

c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|------------------------------------|---------|----------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30) | |
| (1) 業務実施の基本方針的的確性 | 10 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 3 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | 5 | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | (40) | |
| | 業務主任者のみ | 業務管理グループ |
| ①業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／仕様作成</u> | (40) | (16) |
| ア) 類似業務の経験 | 16 | 7 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 4 | 2 |
| ウ) 語学力 | 6 | 2 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 8 | 3 |
| オ) その他学位、資格等 | 6 | 2 |
| ②副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／仕様作成</u> | () | (16) |
| ア) 類似業務の経験 | | 7 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | 2 |
| ウ) 語学力 | | 2 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | | 3 |
| オ) その他学位、資格等 | | 2 |
| ③業務管理体制、プレゼンテーション | — | (8) |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション | — | — |
| イ) 業務管理体制 | — | 8 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： デジタル地形図利活用 | (20) | |
| ア) 類似業務の経験 | 12 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2 | |
| ウ) 語学力 | 2 | |
| エ) その他学位、資格等 | 4 | |

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ネパール連邦民主共和国（以下、「ネパール」という）は洪水、地震、土砂災害等の自然災害多発国であるとともに、防災インフラの未整備状況等から住民が災害の影響を受けやすい災害脆弱国と指摘されている。過去に発生した自然災害の特性を見ると、被災者数では洪水が最も多く、発生頻度でも火災に次いで洪水が多い状況である。雨季には広範で集中豪雨が発生しており、標高の低い南部平野地帯（総称：タライ地域）では雨季の慢性的な洪水被害が深刻で、過去45年で4,400人以上の死傷者が生じている。特に、2017年の豪雨の際はタライ地域全域で大規模な洪水が発生し、死者・行方不明者の合計は200人以上に上り、584百万ドルの経済被害が生じている。

ネパール政府は防災行政の強化を図り、関連政策・計画を推し進めることを目的として2017年10月に災害管理法を制定し、2018年6月には同法に基づく災害リスク削減方針及び災害リスク削減戦略を策定している。同方針では気象予測精度の向上や洪水予警報システムの構築、洪水ハザードマップの整備を通じた災害リスクの低減を目的の一つとして掲げており、ネパール政府は同方針に基づき気象レーダーの設置及び洪水早期予警報装置の設置を進めている。

特に洪水脆弱地域のタライ地域では、正確な洪水ハザードマップが整備されておらず、同地域の洪水被害の軽減や整備が進められている早期警報システムへの活用を図るため、防災のための数値標高モデル整備計画（以下、「本事業」という。）は、詳細な浸水域を特定するための精度の高い数値標高モデルを整備するものである。

本協力準備調査は以上を踏まえ、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 事業の目標

本事業は、ネパール南部のタライ地域の洪水脆弱地域において、2m×2mメッシュの数値標高モデル（以下「デジタル地形図」という。対象面積14,379km²）を作成することにより、地理情報の活用による洪水対策に必要な計画の精度の向上を図り、もって洪水被害の軽減に寄与する。

(2) 活動の概要

ア) 施設、機材等の内容：以下のとおり。協力準備調査で詳細確認する。

【機材等】数値標高モデル一式（対象面積：14,379km²、2m×2mメッシュ）、
データ閲覧用コンピューター等

【施設】なし

イ) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札支援、調達監理／地形図データ活用促進に関する活動。詳細については協力準備調査にて確認する。

(3) 対象地域

ネパール国南部平野地帯における洪水脆弱地域(対象面積 14,379km²、別添のとおり)

(4) 関係官庁・機関

国土管理・協同組合省測量局 (Ministry of Land Management, Cooperatives and Poverty Alleviation, Department of Survey)

(5) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

【技術協力】

ネパール国ルンビニ県地形図作成 (1990年-1993年)

ネパール国地震復旧・復興プロジェクト(2015年-2017年)

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提とし、本事業の背景、目的及び内容を確認し、事業実施に対する我が国無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理計画等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ネパール国で実施する本事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。原則、現地調査において、JICAがネパール国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針および留意事項：

(1) 利用用途の確認及び利用用途に応じたデジタル地形図の仕様の検討

上1のとおり、先方政府は本デジタル地形図を活用し、洪水ハザードマップを作成する計画である。デジタル地形図の仕様の検討にあたっては、先方政府によるデジタル地形図活用計画を十分に把握し、この活用時に必要となるデータが的確に参照できるデジタル地形図とすることが必要である。

また、先方政府より、南部平野地帯における洪水脆弱地域の対象面積が14,379km²にわたる、2m×2mメッシュのデジタル地形図(数値標高モデル)作成の要望が示されているが、先方政府の活用計画に基づき、対象面積及び縮尺(メッシュ間隔)、最小縮尺及び最小面積等の仕様の検討を行う。

(2) 成果品品質管理体制の検討

本事業の成果品の一つであるデジタル地形図の品質確保の観点から、この品質管理体制の整理が必要であり、先方政府、無償本体事業者、及び本体コンサルタントによる品質管理体制、具体的には各機関の役割、品質確認の実施方法、責任範囲の検討を行う。

(3) 計画内容の確認プロセス及び調達方式の検討

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時、十分JICAと協議を行い、日本側関係者が出席する各段階の会議において以下の点に

つき、確認・報告する。

1) 第1回現地調査派遣前

調査方針、調査計画等を協議、確認する。

2) 第1回現地調査帰国後

現地調査の帰国直後に現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を作成し、帰国報告会にて説明する。また、帰国直後に設計・積算方針会議にて、本プロジェクト実施における調達方式を決定し、基本的な計画・設計・積算の方向性を協議、確認する。

3) 第2回現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容をJICAに説明し、確認を得る。

4) 第2回現地調査派遣後

ネパール国側と合意済みの「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容をJICAに説明し、確認を得る。

(4) デジタル地形図作成費積算の方法

本事業のデジタル地形図作成費積算に関しては、各作業段階について複数社の見積りを取得する。一般社団法人日本林野測量協会作成「森林・林業分野における航空レーザ計測積算ハンドブック」(林野庁が国有林で使用)、国土交通省設計業務等標準積算基準書航空レーザ測量標準歩掛等に基づく日本国内の積算方法に基づき積算して、見積りの妥当性を検証することを想定しているが、具体的な方法をプロポーザルで提案すること。

<http://rinsokyo.sakura.ne.jp/html/handbook-h26.pdf>

<http://www.mlit.go.jp/common/001082829.pdf>

(5) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」(2015年4月)(以下、「無償報告書ガイドライン」という)に従う。その際、報告書の公開範囲をネパール側と確認する。

(6) 先方負担事項の確認

公租公課、免税措置、ならびにその他の先方政府負担事項については、その実施の手順及びスケジュールを含めて調査・確認し、実施可能性を判断した上で、先方政府と合意するものとする。

(7) 他機関との連携・役割分担

洪水ハザードマップ整備の責任主体はエネルギー・水資源・灌漑省(Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation)であり、洪水発生源となる豪雨を含めた気象予測は同省傘下の気象局(Department of Hydrology and Meteorology)が担う。一方、本事業の実施機関は国土管理・協同組合省測量局であり、デジタル地形図の有効な利活用のためには、これらの機関の連携が必要不可欠であり、現状を調査するとともに、デジタル地形図の利活用促進に向けた連携体制・計画を検討すること。

(8) デジタル地形図の仕様に係る協議

デジタル地形図の仕様の検討にあたっては、実施機関等の先方政府関係者と認識の齟齬が生じないように、サンプル図面等を提示し的確に行うことが必要である。このため、合意した仕様について先方政府と書面にて確認する計画である。この仕様協議の

内容、ポイント等についてプロポーザルで提案すること。

6. 業務の内容

現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

（１）国内事前準備

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成し、JICA ネパール事務所を通じ、先方政府関係者に事前に配布する。

（２）インセプション・レポートの説明・協議

JICA からの参加団員と協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力スキーム、調査方針、調査計画、留意事項、便宜供与依頼事項、双方の役割分担など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。また、事前に送付した質問票を回収し、内容を分析する。

（３）事業の背景・目的・内容の確認、整理

本事業の背景、目的、内容を確認し、社会経済条件、自然条件等の客観的データを収集した上で、本事業の必要性及び妥当性及び協力範囲を検討・整理する。具体的な内容は以下のとおり。

1) デジタル地形図活用に関する情報整理

ア) デジタル地形図の作成目的、同目的に沿った期待される利活用計画（想定されるユーザー、活用用途）を確認する。カウンターパート機関のみならず、ユーザーと想定される機関（政府、学術研究機関、民間、ドナー他）も訪問し、広く情報収集すること。特に、ハザードマップを含む防災計画、開発計画等については、本事業成果を利活用し得る計画やデータ等を中央・地方政府から収集・整理する。

イ) デジタル地形図の公開・流通に関する法制度等（民間への一般公開・公開方法等）について情報収集・整理する

2) デジタル地形図作成に関する情報整理

ア) 地理情報分野における上位計画の有無とその内容を確認し、本事業の位置づけ及び意義をレビューする。

イ) ネパール国で使用されている測量基準（測地系、準拠楕円体、地図投影法、高さの基準）、一般的な単位系（メートル法、ヤード法）について情報収集・整理する。

ウ) 本事業で行う標定測量の基準となる既存の標定点の配置状況、管理状況について情報収集・整理する

エ) 既存の地理情報（紙の地形図、デジタル地形図）の整備状況について情報収集する

オ) 当該国における地形図作成基準（測量作業規定、誤差・精度、作成された地形図の検定方法）について、情報収集・整理する。

カ) 取得された測量データの国外持ち出し可否を確認する。

キ) 航空写真・衛星写真撮影、航空レーザ測量に必要な情報（気象条件、飛行許可・撮影許可手続き）を収集・整理する

(4) 過去の類似案件及び他ドナー・機関の援助動向の調査

本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容及び得られた課題・教訓等を確認し、本事業の計画策定に活用する。

また、過去の類似案件の測量成果（空中写真、標定点測量成果等）の有無についても調査し、仮にある場合は本事業で使用可能かを確認する。

(5) 事業の実施体制の確認

事業の実施機関である国土管理・協同組合省測量局の現状（組織体制、権限、人員体制、財務状況（最近3～5年間の予算状況等）、運営維持管理状況（技術水準含む）等）を調査し、本事業の実施機関として問題がないか確認するとともに、必要に応じて改善策を提言する。

(6) デジタル地形図仕様の作成・合意

次の項目等を含むデジタル地形図仕様（案）を作成し、先方実施機関等と同仕様に関する協議を行い合意を得る。

(ア) 準拠する測量基準（測地系、準拠楕円体、地図投影法、基準となる海面水位）

(イ) 単位（メートル法、ヤード法等）

(ウ) 標定点測量計画

(エ) 地形図の縮尺、数値標高モデルにあつては種別 (DTM:Digital Terrain Model か DSM:Digital Surface Model か)・メッシュ密度

(オ) 地形図の作成対象地域・面積（経度緯度で対象地域を確定する）

(カ) 利用する空中写真ないし衛星画像（地上解像度、雲量、撮影計画等）

(キ) デジタル地形図の納品データフォーマット（.pdf、.shp、.dwg等）

(ク) 精度（水平及び鉛直の許容誤差、両誤差の標準偏差）

(ケ) 等高線間隔

(7) 地形図の品質管理体制の確認

本事業で作成される地形図の検査等の品質管理体制・方法（各関係者の役割、人員体制、品質管理の実施時期、品質管理の実施項目及び各項目に係る手法等）を検討するとともに留意事項を整理し先方政府と協議・確認する。あわせて、照査の必要性を検討するとともに、実施する場合にはその実施方法を検討する。

(8) 瑕疵範囲についての合意

デジタル地形図作成における瑕疵の範囲及び瑕疵期間を類似プロジェクトの保証期間等を参照し検討し、ネパール政府と協議の上で合意する。

(9) デジタル地形図の著作権・公開計画の策定

作成されたデジタル地形図が、確実に公開・利用されるように、以下の内容を含むデジタル地形図成果品の公開計画を作成し、ネパール政府に提言する。なお、軍事目的には使用しないことを確認すること。

ア) デジタル地形図の著作権の帰属

イ) 公開範囲・対象

ウ) デジタル地形図の流通経路（販売箇所、販売方法）

エ) デジタル地形図の価格（有償で配布する場合）

オ) コピーあるいは加工物に対するビジビリティ（我が国の支援あるいは基データが

我が国の支援と分かるようにする等の方法)

(10) その他機材計画の策定

その他機材計画における留意点は以下のとおり。

- ア) デジタル地形図データ閲覧・加工用コンピューター（含む必要なソフトウェア）の機能等の確認と、期待されるサービスレベルを先方との協議の上で機材の仕様・数量を確定し、機材計画を作成する。
- イ) ネパール国の事情を考慮し、機材構成に影響を与えると考えられる事項（高温、防塵対策等）についても併せて確認する。
- ウ) 既存の機材がある場合は、十分確認すること。

(11) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベルなど）

- 1) 国内外でのデジタル地形図作成業務等の調達条件を収集し、本事業実施時の調達方針（案）を作成する（経験事業の内容、経験年数等）
- 2) 必要となる資機材、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送手法・費用、品質等）を調査する。
- 3) サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算にきわめて重要であるため、サブコンの地形図作成時の現地調査といった類似業務の情報を収集・分析する。
- 4) 労務状況、労務関連法規を確認し、機材仕様や据付計画に反映させる。
- 5) 調達に係る関連法規について調査する。
- 6) 資機材の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）について調査する。
- 7) 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。
- 8) 現地代理店、メンテナンス、アフターサービス体制（保守契約含む）等について調査する。
- 9) 維持管理段階で必要となる部品の調達事情（現地代理店有無含む調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費等）を確認し、現地にて運営維持管理が容易となるよう仕様に反映する。
- 10) 調達機材の使用環境（電源の安定性、停電の発生状況等）を確認し、使用環境に応じた必要な対策を仕様に反映する。

(12) 運営・維持管理体制にかかる調査および維持管理計画の策定

本事業の実施機関の人員配置計画、予算措置、運用・維持管理に関する技術的能力、財務状況、維持管理にかかる費用等を確認したうえで、運営維持管理計画を検討する。

検討にあたっては、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、本事業の運営・維持管理運営に必要な費用、負担区分を検討・明示し、関係者の合意を得る。

(13) 事業内容の計画策定

これまでの調査結果及び JICA との協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計・積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。設計精度については入札に対応できる精度を確保する。

1) 要望内容の精査

要望資機材（品目・仕様・数量）の精査を行う。特に、デジタル地形図の仕様については上記6（6）の調査結果を踏まえるとともに、JICA とも十分に協議を行い決定するこ

と。

2) 基本計画（機材仕様）

現地調達事情、実施後の維持管理等を勘案し、設計方針を整理したうえで、本事業の基本計画（機材仕様）を検討する。また、据付が必要な機材を本基本計画に含める場合には、据付計画もあわせて策定する。機材の初期操作指導についても、基本計画に含めることとする。

3) 機材仕様書（案）

4) 機材調達計画

以下の機材調達計画を作成する。

- ・ 計画方針（内容、数量）
- ・ 調達、輸送計画
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達管理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 工程計画
- ・ 初期操作指導内容

（14）技術支援計画の策定

1) ソフトコンポーネントの検討

本事業で調達するデジタル地形図データを効果的に活用するために、必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。ソフトコンポーネントとしての技術支援の実施に必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（2010年10月版）を参照のこと。

2) その他の技術支援

事業の持続性確保の観点から、本成果を活用したハザードマップ作成にかかる能力向上を目的とする支援のあり方、技術協力計画案等を検討、作成し、我方関係者に提示する。

（15）相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項の遵守について同国における過去の案件の実績を調査し、先方実施機関の能力が本事業の円滑な実施に不十分と判断される場合は、その対応策の検討、もしくは該当コンポーネントを無償資金協力の範囲外とすること等も検討する。

相手国側負担事項（便宜供与、デジタル地形図の品質管理体制・人員、作成したデジタル地形図の公開・流通に必要な体制・人員等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、予算措置方法等について確認し、明確にする。また、同負担事項を実施するために必要な経費を算出し、先方政府と共有する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。

本調査において特に検討が必要な先方負担事項とその留意点は下記のとおり。

- 1) 航空測量許可、飛行許可等、航空レーザ測量に必要な許可の取得
- 2) 免税措置
- 3) ネパール政府負担事項に係る予算確保
- 4) カウンターパートの配置と経費負担
- 5) デジタル地形図の品質管理に関する人員、体制整備
- 6) 納品後の維持管理・運営（機材の保守管理等の必要性、デジタル地形図の更新方法・体制等を含む）

(16) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのか等を詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT 等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対してヒアリングを行い、免税情報を収集する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめること。詳細は「免税情報調査項目レジュメ」を参照すること。

(17) 無償資金協力事業の説明

JICA 側にて無償資金協力事業の説明を行うが、適宜補足・支援を行う。特に実施段階での Banking Arrangement (B/A) や Authorization to Pay (A/P) の手続き、また、実施段階における Project Monitoring Report (PMR) による定期報告については先方実施機関に対し、十分な説明を行い、理解の促進を図る。

(18) 概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としななければならない。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルの機材編を参照し、積算総括表を作成した上で、機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(19) 事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を再整理する。主な留意事項は以下のとおり。

1) 政治的環境の変化、人材の離退職等、本事業の円滑な実施に直接的な影響を与える

- と考えられる留意事項があれば整理する。
- 2) 入札時の競争性確保の観点から、デジタル地形図作成にかかる協議結果を踏まえた本事業本体実施時の受注企業形態(①航測業者単独②商社単独③商社と航測業者の共同企業体、ローカル業者による対応可否等)について、必要な情報を収集し、検討する。
 - 3) 作成される地形図の品質確保、工程管理、取得情報管理が確実に行われるよう、受注企業に必要となる資格要件を検討する。
また、概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(20) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(21) 事業の評価指標設定

事業の評価を開発援助委員会(Development Assistance Committee: DAC)の評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。(評価対象事業3年目に事後評価を実施するとともに、10年後(及び必要に応じ5年後)に計画の活用状況について調査予定である)

なお、効果の測定にあたりベースラインの調査が必要となる場合には、プロポーザルに、その所要概算額も含めて提案する。定量的指標は、JICAとの協議の上、決定した上で調査の要否を判断するため、現時点において、本調査の見積もりへの反映や、同調査を想定した要員配置は行わないこと。

(22) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(23) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をネパール国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、事業実施における運営維持管理体制の整備など、相手国側による事業の技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策、相手国負担事項、非公開とすべき内容について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書(案)(機材仕様書(案)を含む)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(24) 準備調査報告書等の作成

ネパール国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書等の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 機材仕様書
- 3) 概要資料
- 4) 準備調査報告書
- 5) デジタル画像集（デジタル画像 40 枚程度を含む）
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約にかかる最終成果品は（5）～（10）とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

| 成果品 | 部数 |
|--|---|
| (1) 業務計画書 | 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | 和文 3 部、英文 13 部（内、先方政府分 10 部） |
| (3) 現地調査結果概要 | 和文 8 部 |
| (4) 準備調査報告書（案） （※機材仕様書（案）含む） | 和文 8 部 英文 15 部（内、先方政府分 10 部） |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 | 和文 2 部 |
| (6) 機材仕様書 | 和文 3 部 英文 4 部 |
| (7) 概要資料 （※完成予想図を含む。） | 和文 1 部及び CD-R1 枚 |
| (8) 準備調査報告書 （※完成予想図を含む。） | 和文（製本版）8 部及び CD-R1 枚 英文（製本版）16 部及び CD-R3 枚 和文（先行公開版）2 部及び CD-R1 枚 |
| (9) デジタル画像集 | CD-R2 枚（デジタル画像 40 枚程度） |
| (10) 進捗報告書 （Project Monitoring Report）の初版 | 英文 3 部 |
| (11) 免税情報シート | |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) 概略事業費（無償）積算内訳書については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」の機材編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015 年 4 月）」を参照する。

注 3) (8) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注 7) デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地での生活状況を収め、無償資金に

よる事業が完了するタイミングでの機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設・機材あるいは機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真は jpg のファイル形式で CD-R に格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と併せて提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 工程計画

2019年8月下旬より国内事前準備を開始し、2019年9月上旬より現地調査を行う。現地調査後、国内解析を実施し、2019年11月下旬に概略設計概要説明、2019年12月中旬までに準備調査概要資料を、2019年3月上旬までに準備調査報告書（積算資料含む）を作成・提出する。

「5. 業務の実施方針及び留意事項」(3)を参照すること。

| 項目 \ 時期 | 2019年 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 2020年 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------|-------------|----|----|-----|-----|-----|-------------|----|----|
| (概略設計調査) | | | | | | | | | |
| 事前準備 | | | □ | | | | | | |
| 現地調査(OD) | | | ■ | | | | | | |
| 国内解析 | | | □ | □ | □ | | | | |
| 概略設計ドラフト説明(DOD) | | | | | | ■ | | | |
| 国内整理 | | | | | | □ | | | |
| 概略設計概要資料提出 | | | | | | △ | | | |
| 最終報告書提出 | | | | | | | | | △ |

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

約 10.4M/M（現地 5.75M/M、国内 4.65M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 業務主任/仕様作成 (2号)
- イ) 航空レーザ測量計画
- ウ) 基準点測量・現地調査計画
- エ) デジタル地形図利活用(3号)
- オ) 調達計画/積算
- カ) 防災計画

3. 配布資料、公開仕様

配布資料：なし

公開資料：

- ・ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- ・ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（2014年9月）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html
- ・ JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

4. JICA からの参加団員の構成（案）

（1）現地調査

- 1) 団員構成：(a) 総括（JICA）
(b) 計画管理（JICA）

2) 調査行程：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツを取りまとめる（約14日間）

（2）概略設計概要説明

- 1) 団員構成：(a) 総括（JICA）
(b) 計画管理（JICA）

2) 調査行程：

概略設計概要書について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる（約14日間）。

5. 機材

本調査では、コンサルタントが調達する機材は特に想定していない。

6. 現地再委託

本調査では、現地再委託は特に想定していない。

7. 見積りの分離

本プロジェクトでは航空賃以外に見積りの分離は特に想定していない。

8. その他留意事項

（1）無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2019年4月版）の様式4-2 および様式4-3 を準用した表を添付する。

（2）業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、JICA からの総括団員滞在期間中、原則として総括団員

の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 安全管理

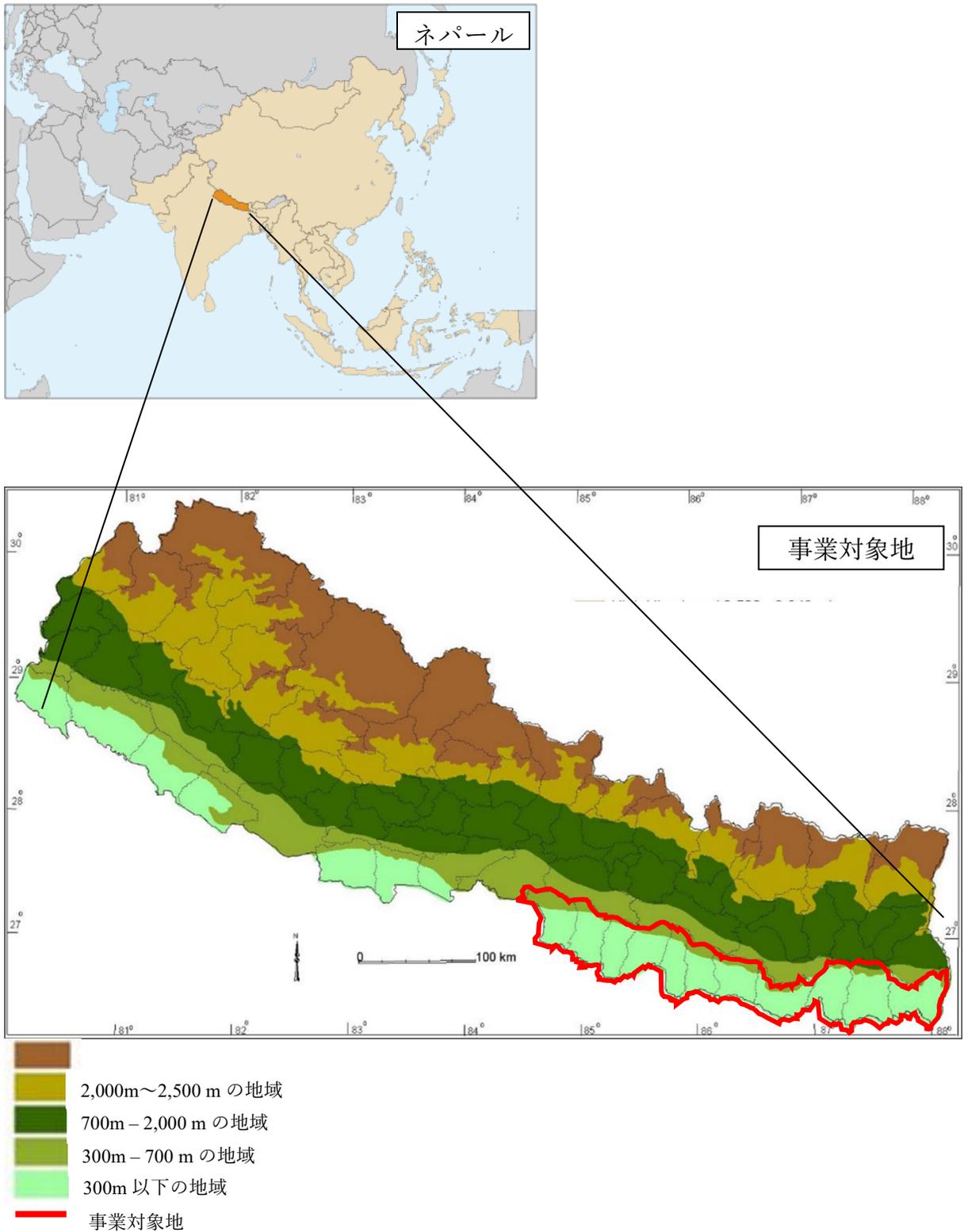
ネパール国の治安は比較的安定しているが、機構事務所との連携を密にし、通信手段の確保等安全確保には最大限の注意を払うこと。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

防災のための数値標高モデル整備計画 地図



出典：JICA 作成